別表六の一一㈤の記載要領第１号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（第４号において「令和３年旧措置法」という。）第68条の９第

「「税　額　控　除　割　合

１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は」を「、同第一一号中「（第４号において「令和２年旧法」という。）」及び「及び第４号」を「、同第一一号中　(⑽、⑸又は⑯)＋(⑽、⑸又は⑯)×⑾
（小数点以下３位未満切捨て）
(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)

「「税　額　控　除　割　合

⑰　を　(⑽、⑾又は⑿)＋(⑽、⑾又は⑿)×⑬　⑭　に改め、同第四号中「「当期税額基準額 ⑲×(0.25＋⑳＋㉑) ㉒」」を「「当期税額基準額 ⑯×(0.25＋⑰＋⑱) ⑲」」に改め、「その適用を受ける連結法人の連結親法人事業年度が令和
（小数点以下３位未満切捨て）
」」　(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)　」」

３年４月１日以後に開始する連結事業年度で」及び「及びその適用を受ける連結法人（その連結親法人が当該連結事業年度終了の時において令和２年旧法第66条第６項第２号若しくは第３号（各事業年度

の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するもの、令和２年旧法第４条の７（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人又は株式移転完全親法人である場合における当該連結法

人を除く。）の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度で令和３年旧措置法第68条の９第２項各号に掲げる要件を満たす連結事業年度」を「、「「0.25＋⑳＋㉑」」を「「0.25＋⑰＋⑱」」に、「「0.4＋

⑳」」を「「0.4＋⑰」」に改める。

別表六の一一㈥付表の表を次のように改める。